

新型コロナウイルス感染症特別経済対策の考え方

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを見据え、経済対策を強力に押し進めることが不可欠。
- 対策にあたっては、①事業の継続と雇用の維持、②経済活動の回復、③社会の構造変化への対応 という局面に応じた取り組みが必要。

～対策のイメージ～



各フェーズを見据えた施策の企画立案・実行

- 県内経済の実情／事業者ニーズの把握
- 各種施策の企画立案、着実な実行
- 国の緊急経済対策等の情報収集、国への政策提言
- 産業振興計画へのつなぎ など

- 産業振興推進本部内に「**特別経済対策プロジェクトチーム**」を設置し、部局を横断して取り組む。
- 担当室として産業振興推進部計画推進課内に「**特別経済対策室**」を新たに設置する。

R2.5.15～

産業振興推進本部

新 特別経済対策プロジェクトチーム

【役割】

- ・関係部の副部長をチーム員とするプロジェクトチームを設置
- ・大規模または部局横断的施策の企画立案

体制

チーム長：産業振興推進部長
チーム員：関係8部の副部長
事務局長：産業振興推進部 参事【新・兼務】
※事務局：計画推進課特別経済対策室

10名体制で
実行

産業振興推進部 計画推進課

新 特別経済対策室

【役割】

- ・プロジェクトチームの運営や施策のとりまとめ
- ・施策実行に向けての部局間調整

体制

企画監（特別経済対策担当）
兼特別経済対策室長
チーム、担当2
（その他、関係課の担当者5名を兼務）

事務局長を含む
10名体制で実行